

高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業基本協定

高知県（以下「甲」という。）と安芸市（以下「乙」という。）とは、高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、地域資源を活用し、そこから得られる利益を地域に還元するための太陽光発電事業（以下「発電事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、この協定に定められた事項について、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

（事業の実施）

第3条 甲及び乙は、協力して発電事業を実施するものとする。

2 乙は、発電事業の実施に当たり、太陽光発電設備を設置するための用地として下表に定める土地（以下「土地」という。）の内、事業に必要な面積を提供するものとする。

所在地及び地番	地目
穴内乙2114番及び穴内乙2712番1	雑種地

3 前項に規定する土地の使用料は、安芸市公有財産貸付料算定等に関する要綱の定めるところによる。

（民間事業者の選定）

第4条 甲は、前条第2項に規定する土地において、発電事業を共同で行う民間事業者の公募を行うものとする。

2 公募の内容及び選定方法について、甲乙の協議により定めるものとする。

（発電事業実施主体）

第5条 発電事業は、甲、乙及び前条の規定による公募により選定し、事業者として決定した民間事業者の共同出資により設立した発電事業実施主体（以下「発電事業実施主体」という。）が実施するものとする。

（出資上限額）

第6条 甲及び乙の出資額は同額とし、出資に係る円滑な事務処理に努めるものとする。

（事業期間）

第7条 事業期間は、発電事業実施主体が太陽光発電設備を設置し、電気事業者への売電を開始した日から起算して20年間とする。

（土地賃貸借契約）

第8条 乙と発電事業実施主体は、土地の賃貸借契約を締結するものとする。

（事前調査等）

第9条 乙は、発電事業の遂行に当たり、現地調査等のため賃貸借契約前に土地を使用する必要がある場合は、その使用について協力しなければならない。

2 前項の規定により土地を使用する場合における当該土地の使用料は、免除するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年2月5日

甲 高知県
代表者 高知県知事 尾崎 正直

乙 安芸市
代表者 安芸市長 松本 憲治

- (ウ) フラットファイルの表紙及び背表紙に参加者名を記載し、提出様式に見出しを付けること。
(エ) A3用紙はA4に収まるよう折り込むこと。

11、審査

別途定める「高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業プロポーザル審査要領」に基づき実施する。なお、実施する日時、場所等については別途通知する。

12、審査結果

審査結果は、平成25年3月26日（火）（予定）の審査終了後にすべての参加者に通知する。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

13、スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 平成25年2月12日（火） |
| (2) 説明会 | 平成25年2月18日（月） |
| (3) 質疑締切 | 平成25年2月25日（月）17時まで |
| (4) 参加申込書提出締切 | 平成25年2月28日（木）17時まで |
| (5) 企画提案書提出締切 | 平成25年3月15日（金）17時まで |
| (6) 審査委員会
（プレゼンテーション） | 平成25年3月26日（火）（予定） |
| (7) 審査結果通知 | 平成25年3月28日（木）（予定） |
| (8) 協定締結 | 平成25年4月（予定） |

14、提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
(2) 提出された書類は、必要に応じて複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式16により提出すること。
開示・非開示の判断は、別紙様式16により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。
(4) 協定締結者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはない。

15、問合せ先

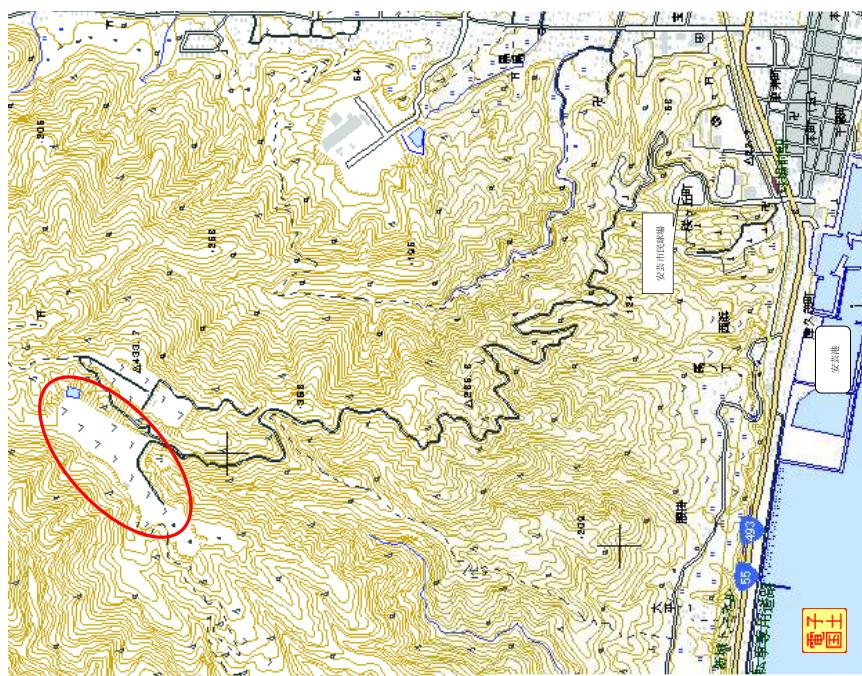
〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-5
高知県林業振興・環境部 新エネルギー推進課（担当：讃岐、那須）
電話 088-821-4538 FAX088-821-4530
電子メール 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

16、その他

- (1) 公募型プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) 企画提案書を高知県が受理した後は、追加及び修正はできない。
(3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退書（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
(4) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
(5) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
①提出書類に不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
②審査委員、県職員、または当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合
③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
(6) やむを得ない事情で日程等について変更が生じる場合は、別途通知する。

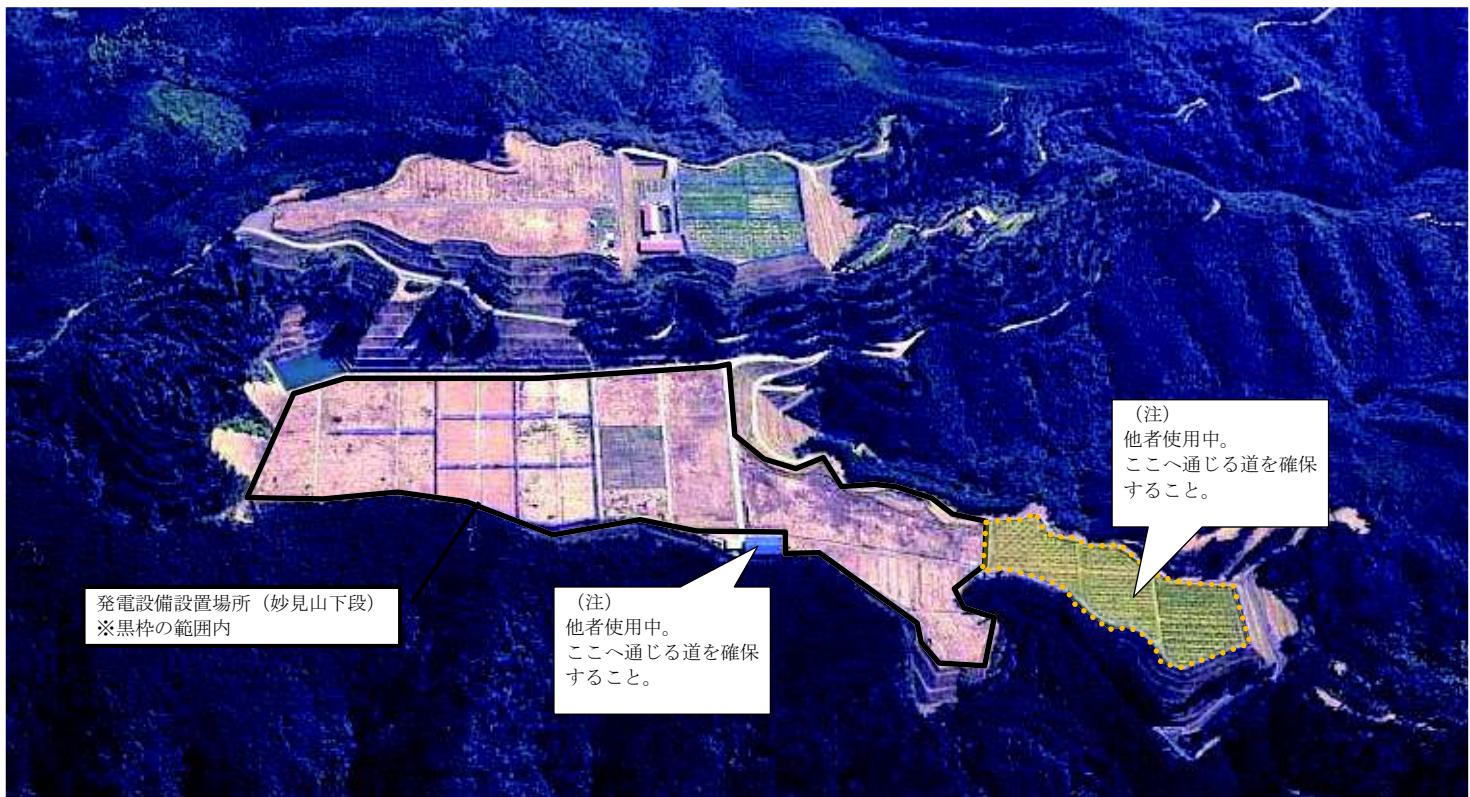
別紙

位置図



現況写真

別紙



高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知県・安芸市地域還流メガソーラー発電事業プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類を提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は260点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

- | | |
|-------------------|-------------|
| <u>(1) 業務遂行能力</u> | <u>50点</u> |
| <u>(2) 企画提案</u> | <u>210点</u> |

3 審査委員会

提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

平成25年3月26日(火)(予定)

場所 高知市内

(2) プrezentation

- ① プrezentationの時間は、プレゼンテーション及び質疑応答を含めて1者40分程度とする。
- ② 正式な日時、場所及び順番は別途通知する。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、「(2)企画提案」の得点が高い者から順に候補者と次点者を選定する。それでもなお同点の場合には、くじにより候補者と次点者を選定する。

審査基準

区分	評価の視点	配点
(1) 業務遂行能力 (50)	・財務状態は健全か ・発電事業の(企画提案)実績は十分か ・事業会社設立までの業務を円滑にできる体制が確保できているか ・事業会社設立後の業務を包括的かつ継続的に実施できる体制が確保できているか	10 10 10 20
発電設備 (60)	・本業務内容を十分理解し、速やかかつ現実的な作業工程か ・適切かつ現実的な資金計画となっているか ・発電設備の配置計画(フェンス、調整池等の設置を含む)は適切か ・発電設備の機器選定方針は具体的かつ効果的か ・発電規模及び年間想定発電電力量は適切に見込まれているか ・概算費用は適切に見込まれているか	10 10 10 20 20
企画 提案 (210)	・収支計算の前提条件が明確にされており、必要経費が適切に見込まれた現実的な収支計画となっているか ・出資者への配当や市への土地使用料、固定資産税など、地元への還元度合が優れているか ・剩余金の取り扱い(内部留保、配当)の考え方は適切か ・リスクマネジメントについて明確な方針が示されているか	20 30 10 10
県内事業者の 参画動向 (60)	・こうち型地域還流再エネ事業の意義・目的を十分理解した上で、今後の展開を考えているか ・県内事業者の出資割合が高いか ・地域資金の活用が見込まれるか ・設計、施工、保守管理に県内事業者の参入機会が確保されているか	10 20 10 20
合 計		260